

苫小牧市民活動センター条例の一部改正（案）について

1 趣旨

苫小牧市男女平等参画都市宣言を契機とした男女平等参画社会の実現に向けた取組の強化に伴い、これまでの女性活動の促進及び女性の福祉の増進を中心としていた女性センターの設置目的や事業内容を男女平等参画の推進を中心とした目的や事業に改めるため、苫小牧市民活動センター条例の一部を改正します。

2 改正の概要

- (1) 「女性センター」の名称を「男女平等参画推進センター」に変更  
 (2) 実態に即した施設機能の変更及び、男女平等参画に関する施設機能の設定

～改正部分（案）～

改正後		改正前	
別表1(第2条関係)		別表1(第2条関係)	
構成施設	事業	構成施設	事業
男女平等参画推進センター	1 男女平等参画推進センターの施設及び設備を男女平等参画推進活動のための利用に供すること。 2 職業生活、家庭生活、地域生活等に関する相談及び指導助言に関すること。 3 男女平等参画に関する研修、講習等の企画立案及び支援に関すること。 4 男女平等参画に関する情報の収集及び提供に関すること。 5 その他男女平等参画の推進のために市長が必要と認める事業	女性センター	1 女性センターの施設及び設備を働く女性等が行う女性活動（以下「女性活動」という。）のための利用に供すること。 2 働く女性等に係る次に掲げる事項に関すること。 (1) 生活に関する相談及び指導 (2) 生活技術、教養の向上等のための指導、研修、講習等 (3) クラブ活動、レクリエーション活動等余暇の活用 3 その他女性活動の促進及び女性の福祉の増進のために市長が必要と認める事業

- (3) 「女性センター運営委員会」の廃止

3 施行期日（予定）

平成28年8月1日